

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部改正について

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「10,900」を「10,900（規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100）」に改める。

別表第2の3号旅費の支給を受ける者の項中「円」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市職員等の旅費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提出理由）

出張等に係る費用の実情に応じた宿泊料の見直しを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。